事 務 連 絡 令和3年3月5日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人全国建設業協会事業部

自然災害に係る印紙税の非課税措置について(情報提供)

平素は本会の活動に対しまして、格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。 さて、平成 29 年度の税制改正におきまして、租税特別措置法の一部が改正 され、平成 28 年 4 月 1 日以後に発生した自然災害により滅失し、又は損壊した ため取り壊した建物の代替建物を取得する場合において、その被災者が作成する「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」について、印紙税を非課税とする措置が設けられております。

この度、国土交通省より、適用となる該当区域が追加されたとの情報提供がありました。

つきましては、ご多用のところ誠に恐縮ではございますが、貴会会員企業の皆 様に周知賜りますようお願い申し上げます。

以上

【添付資料】

· 別添 1 租特法(災害特例)周知文(建設業)

(担当) 事業部 山長 (ヤマナガ)
TEL 03-3551-9396
FAX 03-3555-3218
メール jigyo@zenken-net.or.jp